

成年後見制度に関する相談窓口

公益社団法人 北海道社会福祉士会
権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」

電話 011-213-1313

相談日 月～金(9:30～12:00、13:00～16:30)

電話・来所相談：無料

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階



社会福祉士は、社会福祉に関する相談援助を業務とする国が定めた専門職(国家資格者)です。成年後見活動をするために、成年後見人養成研修を実施し、権利擁護センター「ぱあとなあ北海道」を立ち上げ、登録された会員が、後見活動を行っています。

司法書士が会員の相談センター

成年後見センター リーガルサポート

札幌支部 電話 (011) 280-7077 函館支部 電話 (0138) 27-0726
事務局 (011) 280-7078 旭川支部 電話 (0166) 51-9058
相談日 月～金(12:00～15:00) 釧路支部 電話 (0154) 41-8332
電話相談：無料

弁護士による相談センター

札幌弁護士会 高齢者・障害者支援センター「ホッと」

予約制
電話 (011) 242-4165 (9:00～16:00)
来館相談 毎週水・金曜日(13:30～15:00) 45分 無料
出張相談 実施地域は札幌市のみ 60分 10,800円(交通費込)
※生活保護世帯については相談料免除

※札幌弁護士会以外については各弁護士会まで直接お問い合わせください。

函館弁護士会 電話(0138)41-0232
旭川弁護士会 電話(0166)51-9527
釧路弁護士会 電話(0154)41-0214

税理士による相談センター

北海道税理士会 成年後見支援センター

電話 (011) 621-7738 予約制
相談日 毎週火曜日(10:00～15:30)
電話相談：無料

道内の主要な家庭裁判所

家庭裁判所	住所	電話番号
札幌家庭裁判所	060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	011-221-7281
函館家庭裁判所	040-8602 函館市上新川町1-8	0138-38-2370
旭川家庭裁判所	070-8641 旭川市花咲町4丁目	0166-51-6251
釧路家庭裁判所	085-0824 釧路市柏木町4-7	0154-41-4171

権利擁護センター

ぱあとなあ 北海道

公益社団法人 北海道社会福祉士会

北海道社会福祉士会では、「権利擁護センターぱあとなあ北海道」を立ち上げて、成年後見活動を行っています。

あなたらしく生きるために社会福祉士が
成年後見制度
の利用をお手伝いいたします



電話相談

011-213-1313

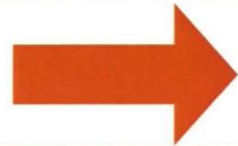
公益社団法人 北海道社会福祉士会

<事務所> 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる 2.7 4階

TEL (011)213-1313 FAX (011)213-1314

E-mail info@hokkaido-csw.or.jp

成年後見制度とは？



高齢や障がいにより判断能力が不十分な方のために、保護・支援する人を選んで、生活や財産に関することを行い、その方の権利を守るための制度です。成年後見制度には、「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。

例えば、こんな時…



母が悪徳商法の被害にあっってしまった。でも本人は覚えてなくて。

子どもに知的障がいがあります。親亡き後が心配です。



精神病院に入院しています。退院後、地域でのひとり暮らしが不安です。



今は自分のアパートの管理をしているけれど、この先いつまでできるだろう？



社会福祉士会へご相談下さい！

法定後見制度

すでに判断能力がない、あるいは不十分な方が対象です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の三つの類型に分けられます。

保護・支援する人を選ぶには、**家庭裁判所**へ申立します

保護・支援する人

成年後見人

後見



日常的な買い物にも支援が必要など（判断能力がない）

保佐



不動産の売買など、重要な財産の契約は難しい（判断能力が特に不十分）

補助



ほとんどのことは自分でできるが、何かの時に補助してほしい（判断能力が不十分）

● **申立ができる人**
本人、配偶者、四親等内の親族
検察官、市町村長

● **必要な書類**
申立書（家庭裁判所で配布）
戸籍謄本、戸籍附票、住民票
登記事項証明書
医師の診断書
資産・収入などを証する資料など

● **費用**
収入印紙 800円
登記印紙 4,000円
郵便切手 3,200円～4,200円程度
鑑定費用など



成年後見人等に与えられる権限

代理権

本人のために、本人に代わって契約を行います。
例) 施設入所契約など

同意権・取消権

本人が行った、本人にとって不利益な契約を取り消すことができます。
例) 必要がないのに、訪問販売で買った浄水器の契約取消など

任意後見制度

判断能力がある方が対象です。将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめ自分で選んだ代理人（任意後見人）に、契約で定めておいた施設入所契約や財産管理などの代理権を与える制度です。

任意後見人がいれば安心だね



利用するには
公証役場で**公正証書**による「**任意後見契約**」を締結します

- 本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に申立をします。
- 申立後、任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。

- **必要な書類**
印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票など
- **費用**
公正証書作成の基本手数料 11,000円
登記嘱託手数料 1,400円
登記所に納付する印紙代 4,000円

任意後見契約と公正証書遺言の作成は道内の公証役場へ

公証役場	所在地	電話番号
札幌大通	〒060-0042 札幌市中央区大通西4-1 道銀ビル10階	011-241-4267
札幌中	〒060-0042 札幌市中央区大通西11-4 登記センタービル5階	011-271-4977
小樽	〒047-0031 小樽市色内1-9-1 松田ビル1階	0134-22-4530
岩見沢	〒068-0024 岩見沢市4条西1-2-5 MY岩見沢ビル2階	0126-22-1752
室蘭	〒050-0074 室蘭市中島町1-33-9 山松ビル4階	0143-44-8630
苫小牧	〒053-0022 苫小牧市表町2-3-23 エイシンビル2階	0144-36-7769
滝川	〒073-0022 滝川市大町1-8-27 振興公社管理ビル1階	0125-24-1218
函館合同	〒040-0063 函館市若松町15-7-51 函館北洋ビル5階	0138-22-5661
旭川合同	〒070-0036 旭川市6条通8-37-22 TR6.8ビル5階	0166-23-0098
名寄	〒096-0011 名寄市西1条南9-35	01654-3-3131
釧路合同	〒085-0014 釧路市末広町7-2 金森ビル	0154-25-1365
帯広合同	〒080-0016 帯広市西6条南6-3 ソネビル3階	0155-22-6879
北見	〒090-0024 北見市北4条東1-11 双進ビル3階	0157-31-2511